

青森大学 3 キャンパス・カリキュラム編成準備委員会規程

(趣旨・目的)

第1条 この規程は、青森大学（以下「本学」という。）学則第1条及び第11条に規定される事項等を踏まえ、学生中心の大学及び地域とともに生きる大学として魅力あるカリキュラムを構築するため、主に本学の3キャンパスで教育を展開する総合経営学部、社会学部及びソフトウェア情報学部を中心に全学的なカリキュラムの設計及び改善を行うために本学に3キャンパス・カリキュラム編成準備委員会（以下「委員会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 委員会の業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 3キャンパスのカリキュラム設計に関する事
- (2) 3キャンパスのカリキュラム改善に関する事
- (3) 4学部3キャンパス体制の整備に関する事
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な業務に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) キャンパス長
- (5) 教務委員長
- (6) 情報化推進センター長
- (7) 事務局長
- (8) キャンパス事務長
- (9) 教務課長
- (10) 学長が指名する教職員

2 委員長は、学長とする。

3 委員会に副委員長を置き、第1項第2号から第9号までに掲げる委員の中から学長が指名する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは会務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員がやむを得ない理由により出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(部会の設置)

第6条 委員会の目的を計画的に達成させるために、委員会の下に部会を設置することができる。

2 部会のメンバーは、委員長が指名する。

3 部会のメンバーは、委員長の指示のもと、業務を遂行していくものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるものの他、運営に関して必要な事項を別に定めることができる。

(改正)

第8条 この規程の改正は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月19日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日に改正し、施行する。